

名古屋税関RCEP協定主要輸出入品目説明会



RCEP協定利活用のための理解と手続き

<輸入編>

2022年1月

於：名古屋港湾会館（名古屋市港区港町1-11）

日本貿易振興機構（ジェトロ）
お客様サポート部貿易投資相談課
課長代理 石川雅啓

1.EPA特恵税率が適用されるための要件 (①、②、③の全てが必要)

① 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本から締約国に輸出・・・締約国側EPA特恵関税率表

締約国から日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表

将来の関税引き下げスケジュールは各々の譲許表による

② 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

②-1 原産地規則を満足していること および

積送基準を満足していること、

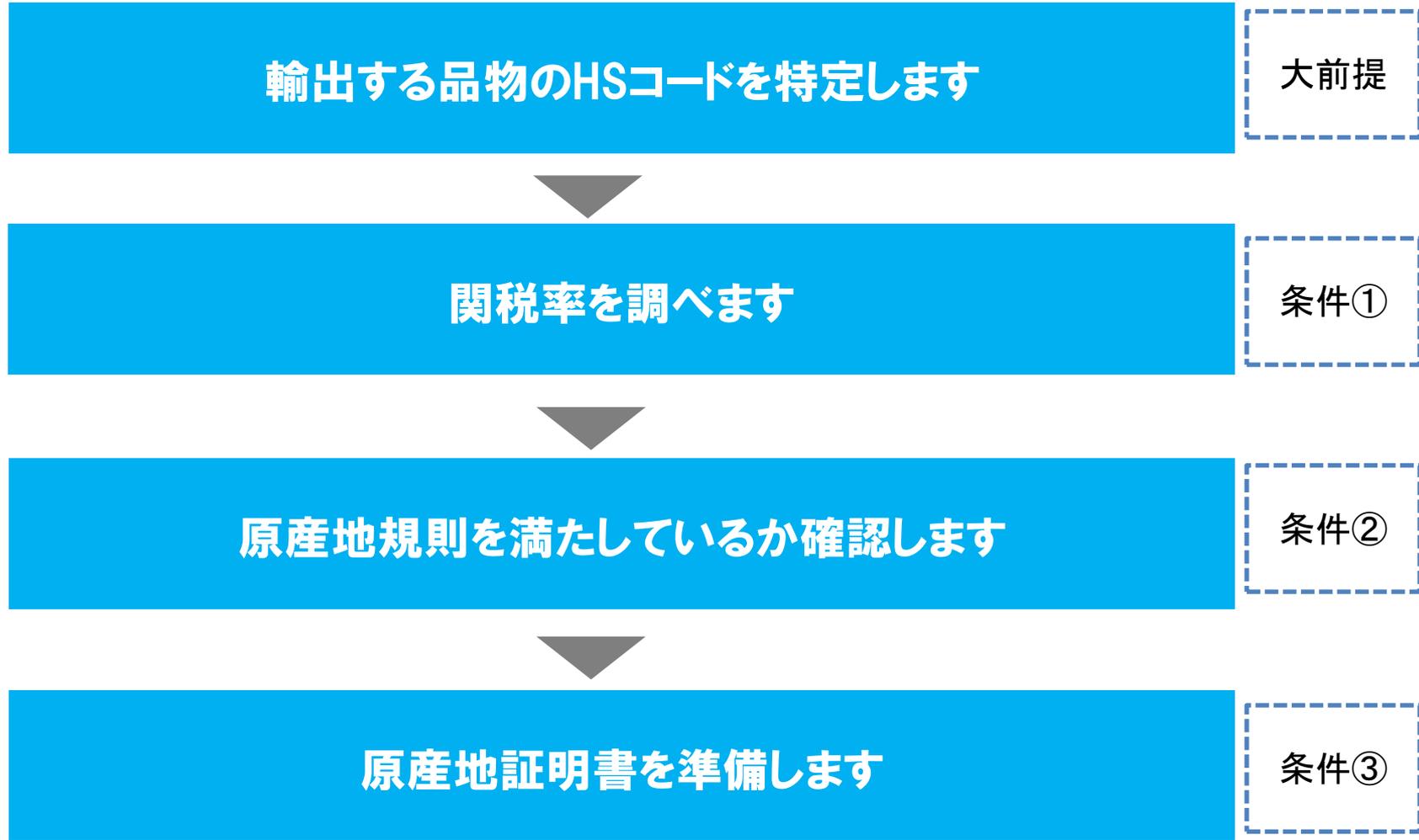
②-2 そして、それらを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書、

積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)

③ 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等) を輸入国税関に対して提出すること

2. EPA利用の流れ



3. HSコード 全97類

1類	生きている動物	26類	鉱石、スラグ、灰	51類	羊毛、獣毛、馬毛	76類	アルミニウム、その製品
2類	食肉	27類	鉱物性燃料	52類	綿、綿織物	78類	鉛、その製品
3類	魚介類	28類	無機化学品	53類	その他の紡織用繊維	79類	亜鉛、その製品
4類	酪農品	29類	有機化学品	54類	人造繊維の長繊維	80類	すず、その製品
5類	動物性生産品	30類	医療用品	55類	人造繊維の短繊維	81類	その他の卑金属
6類	樹木、茎、根、花	31類	肥料	56類	ウオッディング、フェルト	82類	工具、道具、刃物
7類	野菜	32類	染料、顔料	57類	じゅうたん、床用敷物	83類	各種の非金属製品
8類	果実、ナット	33類	精油、化粧品	58類	特殊織物、レース	84類	ボイラー、機械類
9類	コーヒー、茶	34類	せっけん、洗剤、ろうそく	59類	塗布・被覆繊維製品	85類	電気製品、AV機器
10類	穀物	35類	たんぱく系物質、酵素	60類	メリヤス・クロセ編物	86類	鉄道用車両
11類	穀粉、でん粉	36類	火薬類、マッチ	61類	編物衣類、付属品	87類	自動車、二輪車
12類	採油用の種、果実	37類	写真・映画用材料	62類	布帛衣類、付属品	88類	航空機、宇宙飛行体
13類	植物性樹脂、エキス	38類	各種化学工業生産品	63類	その他の衣類、中古衣類	89類	船舶、浮き構造物
14類	植物性組者	39類	プラスチック、その製品	64類	履物、その部分品	90類	光学、測定・医療機器
15類	動植物性油脂	40類	ゴム、その製品	65類	帽子、その部分品	91類	時計、その部分品
16類	肉、魚の調製品	41類	原皮、革	66類	傘、つえ、ステッキ	92類	楽器、その部分品
17類	糖類、砂糖菓子	42類	革製品、バッグ	67類	羽毛製品、造花	93類	武器、鉄砲弾、部分品
18類	ココア、その調整品	43類	毛皮、人造毛皮	68類	石、プラスター、セメント	94類	家具、寝具、クッション
19類	穀物、でん粉調製品	44類	木材、その製品、木炭	69類	陶磁製品	95類	玩具、遊戯・運動用具
20類	野菜、果実の調製品	45類	コルク、その製品	70類	ガラス、その製品	96類	雑品
21類	各種の調製品	46類	わら、組物材料、かご	71類	真珠、貴石、貴金属	97類	美術・収集品、こつとう
22類	飲料、アルコール	47類	木材パルプ、古紙	72類	鉄鋼		
23類	食品残留物、くず	48類	紙、板紙、紙製品	73類	鉄鋼製品		
24類	たばこ、たばこ代用品	49類	書籍、新聞、絵画	74類	銅、その製品		
25類	塩、硫黄、土石類、石灰	50類	絹、絹織物	75類	ニッケル、その製品		

4. HSコード2022

HS条約締約国や国際機関から以下のような提案・要請を受け改正された**HS2022年版**が**2022年1月1日に発効**。

1. **国際機関や条約事務局からの提案**(国連食糧機関(FAO)による昆虫食、木材の分類明確化、バーゼル条約事務局による電気電子機器のくず85.49など)
2. **国際貿易の態様の変化によるもの**(ヨーグルトの範囲拡大、炭素繊維の分類明確化、貿易量僅少による削除(留守番電話、一眼レフカメラ等))
3. **新規商品の出現による新設**(加熱式・電子たばこ24.04、3Dプリンター84.85、スマートフォン8517.13、フラットパネルディスプレイモジュール85.24、ドローン88.06等)
4. **技術革新を踏まえた分類明確化**(耐火セラミック、ガラス繊維、発光ダイオード(LED)、半導体デバイス、電離放射線関連機器等)

5. 各協定のHSコードのバージョン

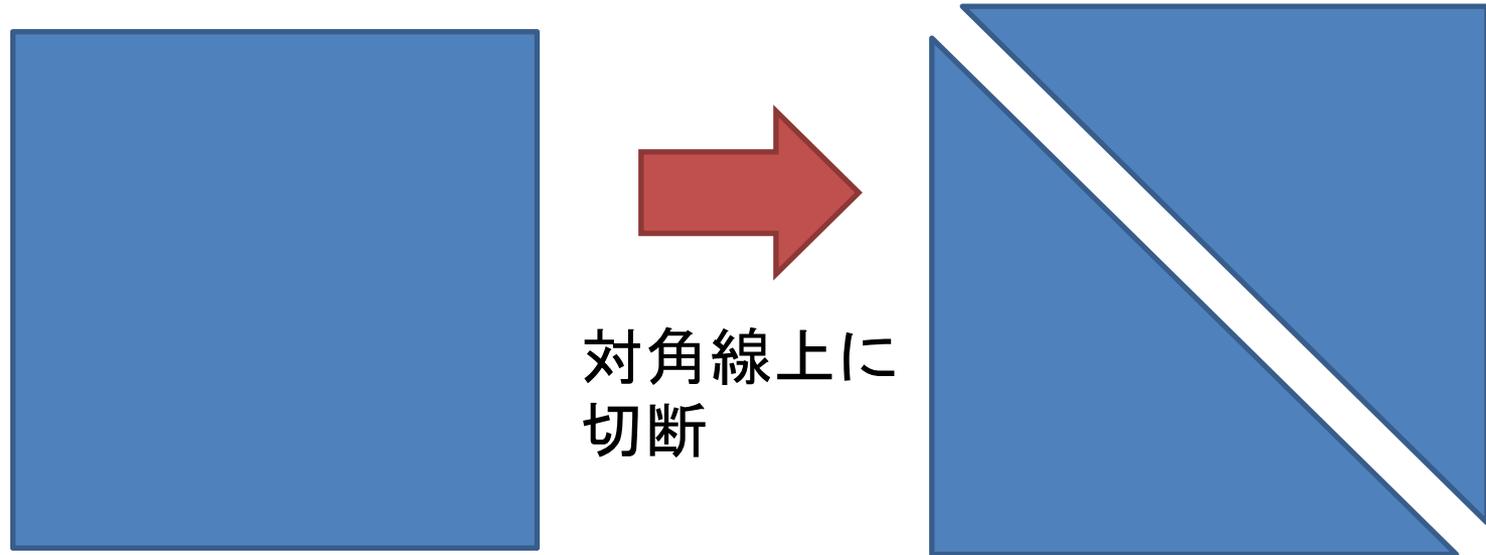
HSコードのバージョン	協 定
HS2002年版	日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日フィリピン、日チリ、日タイ(2022年1月1日より2017年版へ)、日ブルネイ、日インドネシア、日ASEAN
HS2007年版	日ベトナム、日スイス、日インド、日ペルー
HS2012年版	日オーストラリア、日モンゴル、TPP11、RCEP
HS2017年版	日EU、日米、日英、日タイ(2022年1月1日～)

6. 軽微な工程及び加工（原産資格を与えることとならない作業）（RCEP協定3・6条）

次の工程については、当該産品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。

- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な処理
- (d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (f) 生産品の部品への分解、(g) 動物をとさつする工程、(h) 塗装及び研磨の単純な工程、(i) 皮、核又は殻を除く単純な工程、(j) 産品の単純な混合

7. 切断しただけで類(HSコード2桁)の変更が起こる事例



正方形の綿織物 = 第52類

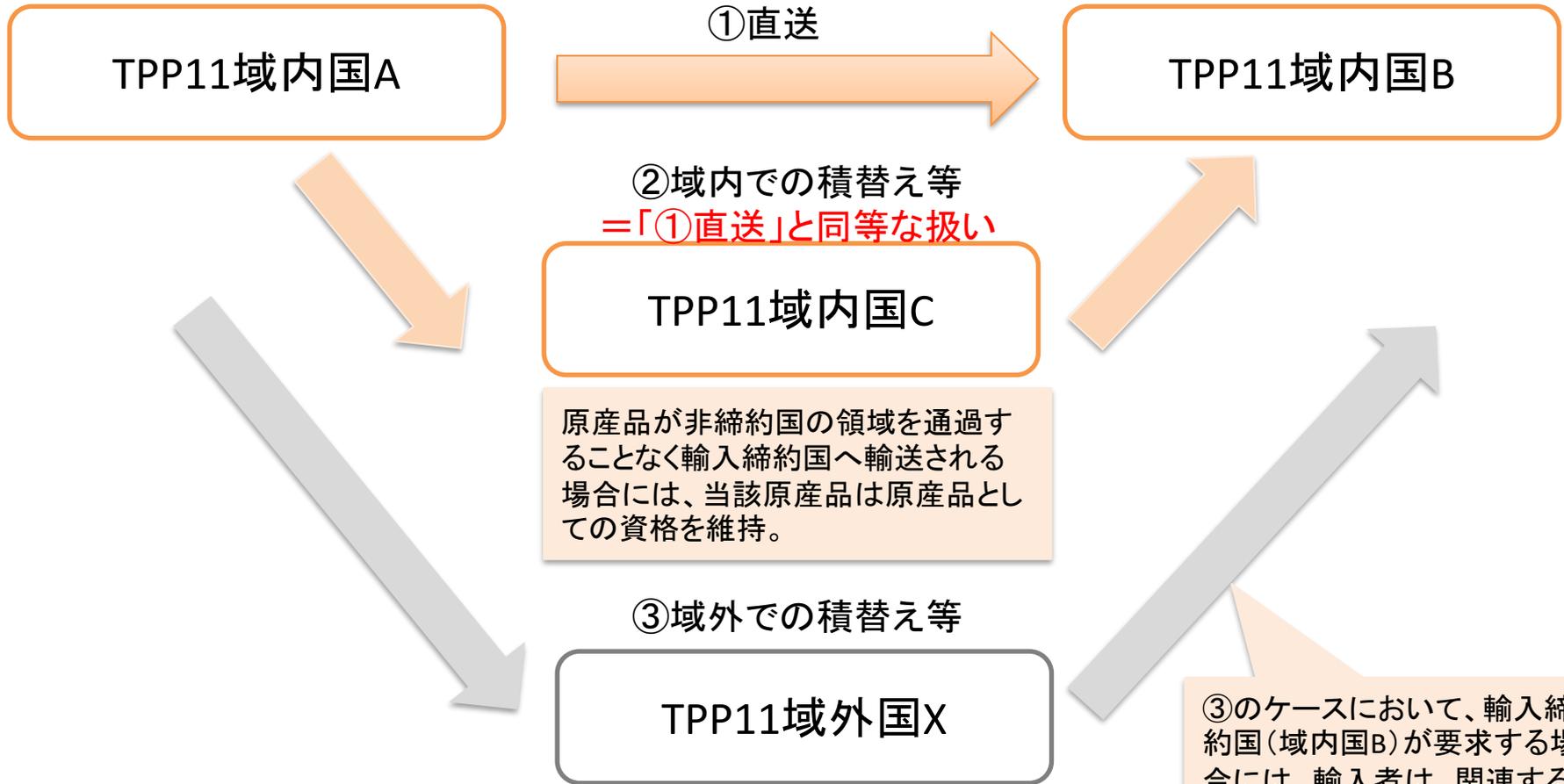
三角形の綿織物 = 第63類

【根拠】 HS品目表第11部 注

7 この部において「製品にしたもの」とは次の物品をいう。

(a) 長方形(正方形を含む)以外の形状に裁断した物品。

協定原産 = Made in TPP11



原産品が非締約国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合には、当該原産品は原産品としての資格を維持。

③のケースにおいて、輸入締約国(域内国B)が要求する場合には、輸入者は、関連する書類(輸送書類、(蔵置する場合には)蔵置又は税関の書類等)を提出する義務を負う。

- 非締約国経由(③)では原産品に対していかなる作業も行われないうこと。
- ただし、積卸し、ばら積み貨物からの分離、蔵置、輸入締約国の要求に基づいて行われるラベル又は証票による表示及び原産品を良好な状態で保存するため又は輸送に必要なその他の作業は許容される。
- 当該非締約国の税関の監督下に置かれていること。

9. 積送基準(直接積送)

例: RCEP、AJCEP(日ASEAN EPA)

締約国原産 = Made in Japan



【RCEP】

- 経由先(②、③)では原産品に対してさらなる加工が行われないこと。
- ただし、以下の物流に関わる作業に係る活動は認められる。
積卸し、蔵置、当該原産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ当該原産品を輸送するために必要な他の作業
- 中間締約国または当該非締約国の税関の監督下に置かれていること。

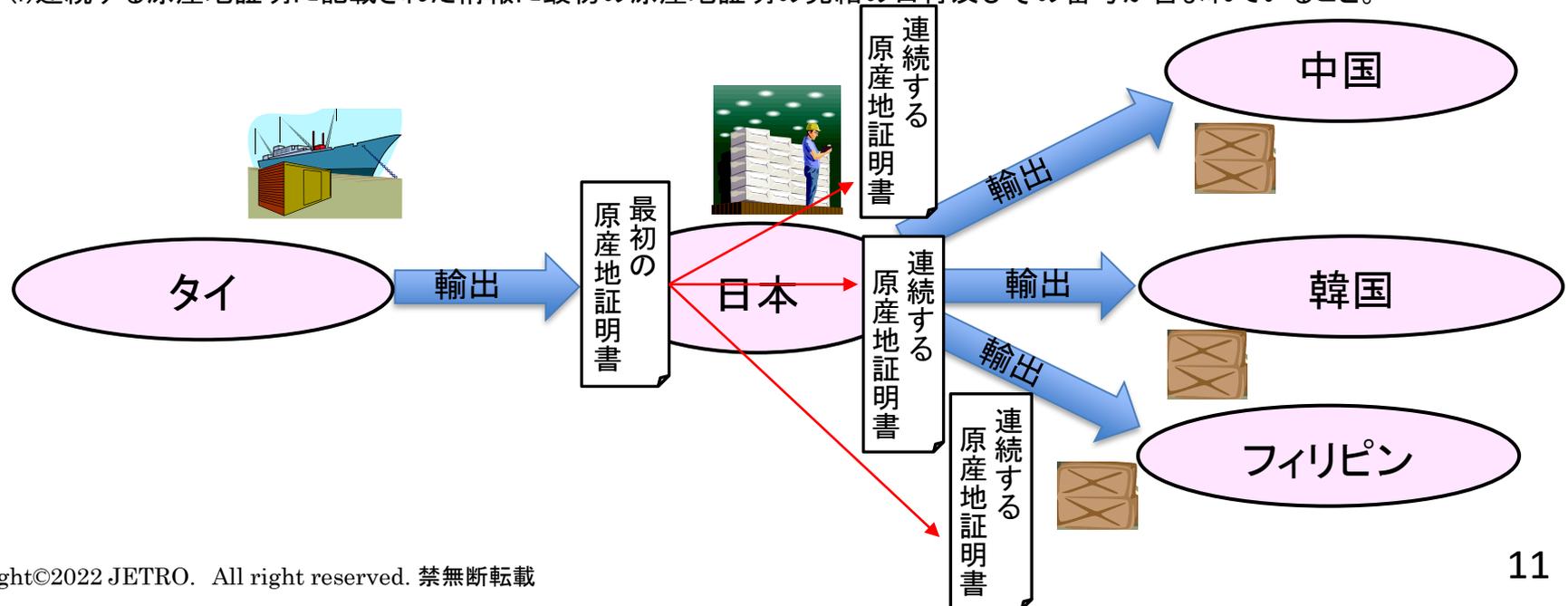
【RCEP】

②、③のケースにおいては、
経由国の税関の書類又は輸入締約国の税関が要求する書類(*)
のいずれかを輸入国税関に提出
(*)商業船積書類又は輸送貨物に関する書類(航空貨物輸送状、船荷証券、複合輸送に関する書類、産品に関する商業送状の原本の移し、財務記録、非加工証明書が例示されている。

10. 連続する原産地証明 (Back to Back CO)

連続する原産地証明 (Back-to-Back Proof of Origin) 協定第3・19条

第3・16条(原産地証明)の規定に従うことを条件として、中間締約国の発給機関、認定された輸出者又は輸出者は、次の全ての要件を満たす場合には、連続する原産地証明を発給することができるものとする。(a)有効な原産地証明の原本又はその認証された真正な写しが提示されること。(b)連続する原産地証明の有効期間が最初の原産地証明の有効期間を超えないこと。(c)附属書三B(必要的記載事項)の規定に従い、連続する原産地証明に最初の原産地証明から関連する情報が記載されていること。(d)中間締約国において、連続する原産地証明を使用して再輸出される貨物について更なる加工が行われないこと。ただし、再こん包又は物流に係る活動(例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業)を除く。(e)分割して輸出される貨物については、最初の原産地証明の総数量の代わりにその分割された輸出に係る数量が表示され、かつ、その分割された貨物の下で再輸出される総数量が最初の原産地証明の総数量を超えないこと。(f)連続する原産地証明に記載された情報に最初の原産地証明の発給の日付及びその番号が含まれていること。



11. 原産品とは

- ◆ 日本が締結しているEPAでは、①完全生産品、②原産材料からのみ生産される製品または③非原材料を使用し品目別規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin)を満たす製品を、原産品として認定(日インドEPAは①と③のみ)。
- ◆ 締約国間で行われた生産をひとまとまりのものとみなし、原産地基準を満たしているかを確認する(累積)。

完全生産品 (WO)

《類型》

- 農水産品、鉱業品の一次産品:一次産品の収穫、収集、採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品:くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品:完全生産品またはその派生物から生産される製品も完全生産品であるという概念

《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きていた動物であって、生まれ、かつ飼育されたもの
- 生きていた動物から得られる産品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 養殖によって得られる水産物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 締約国の船舶により領海外の海で採捕された水産物
- 締約国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 締約国外の海底又はその下から得られる産品(国際法に基づく)
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 原材料の回収のみに適するくず
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

原産材料からのみ生産される製品 (PE)

- 生産に使用された材料が原産材料であるもの。
- 非締約国の材料(非原産材料)が含まれていても、当該材料が原産地基準を満たしていればよい。

品目別規則 (PSR) を満たす産品

- 使用された非原産材料に加工等を加え、定められた変更をもたらしたことにより、原産品となった産品。
- 品目別規則(PSR)は関税番号毎に要件を定めている。
- その要件は以下の3基準に分類される。
 - ①関税分類変更基準
 - ②付加価値基準
 - ③加工工程基準

12. 「原産地証明ナビ」機能の紹介

□ EPA利用にあたっての解説を掲載

1. 輸出する商品のHSコードを特定します

HSコードとは輸出入の際に商品进行分类するコードで、これに基づいて関税率や原産地規則が決められています。
HSコードは上2桁、上4桁、上6桁の順に商品分類が細分化され、合計6桁は世界共通のコードです。

HSコード概念図：乗用車のホイールの場合

世界共通コード

類：2桁 87 <small>(車両及び部分品)</small>	項：4桁 87.06 <small>(原動機付きシャシ)</small>  87.07 <small>(車体)</small> 	号：6桁 8708.21 <small>(シートベルト)</small>  8708.30 <small>(ブレーキ)</small> 
---	---	---

日本から輸出する乗用車ホイールは
「8708.70.000
 (車輪並びにその部分品及び附属品)
 という番号に分類されます。
(「輸出統計品目表」より)

HSコード (輸出の統計番号)
8708.70.000
(車輪並びにその部分品及び附属品)

「解説編」として、EPA利用にあたっての簡単な手順を解説しています。

詳細は、ジェトロのウェブサイトにある各EPAの解説書等の資料にてご確認ください。

□ 様々な書類を作成可能

関税分類変更基準 + 付加価値基準対比表
プレビュー

※青枠の下辺をドラックして、印刷範囲を調整

1. 判定依頼者の情報			
判定依頼者 ABC商事	法人番号 123456789		
2. 生産者の情報			
生産者 EFG製作所	法人番号 123456789	最終加工地 (工場) 名称 大正工場	国名 日本
3. 原産地判定を行う輸出品の情報			
HSコード (8桁) 220990	商品名 みりん	判定受付番号 (別冊の表)	
4. 協定名・適用した原産地規則の検証			
協定名 ペトナム	協定 日ASEAN・EPA	付加価値基準適用率 FVC (原産率%)	協定率 (%) 40
5. 付加価値基準による原産性の検証			
FOB原産 500	非原産材料総額 200	算出される原産率 (%)	80

No.	①材料/部品名	②HSコード	③原産/非原産	④材料/部品価格 (円)
a1	糯米	100930	原産 (日本)	
a2	米こうじ	210990	原産 (日本)	
a3	結晶アルコロール	220710	非原産	100
No.	①原料材料費用			②価格 (円)
b1	生産コスト・経費			100
b2	利益			100

日EU・EPAインボイス (原産地申告文あり) PDFで出力

INVOICE				
Sender		Order No.		Date
Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo		ABC124587		March 30, 2021
TEL +81-3-XXXX-XXXX Email hanako@abc.co.jp		Shipped Per ABC forwarder		
JAPAN		Tracking No. AW789456123		
Receiver Ms*** XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoan Kiem, Ha NG.		Terms of Payment T/T		
TEL +81-3-XXXX-XXXX Email nguyen@xyz.com		Trade Terms FOB		
Vietnam		Remarks		
Description	HS code	Quantity	Unit Price	Amount
1 Wire harness	854430	10	1,000	10,000
2 Metal mold	848041	10	20,000	200,000
3 Minin (Sweet sake made from rice)	220890	10	500	5,000
Number of pieces 2		Signature		
Gross weight (Kg) 120kg		Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd.		
Total amount JPY 215,000		Statement of Origin (Japan-EU Economic Partnership Agreement)		
Period: The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. 12321231) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin. Origin criteria used: Cf. C3. Place and date: 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo / March 30, 2021 Printed name of the exporter: ABC Trading, Co., Ltd.				

パッキングリスト (原産地申告なし) PDFで出力

PACKING LIST				
Sender		Order No.		Date
Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo		ABC124587		March 30, 2021
TEL +81-3-XXXX-XXXX Email hanako@abc.co.jp		Shipped Per ABC forwarder		
JAPAN		Tracking No. AW789456123		
Receiver Ms*** XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoan Kiem, Ha NG.		Remarks		
TEL +81-3-XXXX-XXXX Email nguyen@xyz.com		Vietnam		
Description	Quantity	Net Weight	Case No.	Remarks
1 Wire harness	10	12kg		
2 Metal mold	10	100kg		
3 Minin (Sweet sake made from rice)	10	4kg		
Number of Pieces 2		Signature		
Gross Weight 120kg		Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd.		
Net Weight 120kg				

原産地規則に基づく根拠書類

日EU-EPA原産地申告書類 (インボイス)

パッキングリスト

13. 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成する制度

自己申告制度 (自己証明制度)

← TPP11・日EU等

生産者もしくは輸出者、輸入者が、自ら原産性を満たしていることを申告する制度。(国による認定は不要)

◆日EU/EPAの関税上の特惠待遇を要求するための方法
税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する形で行う。

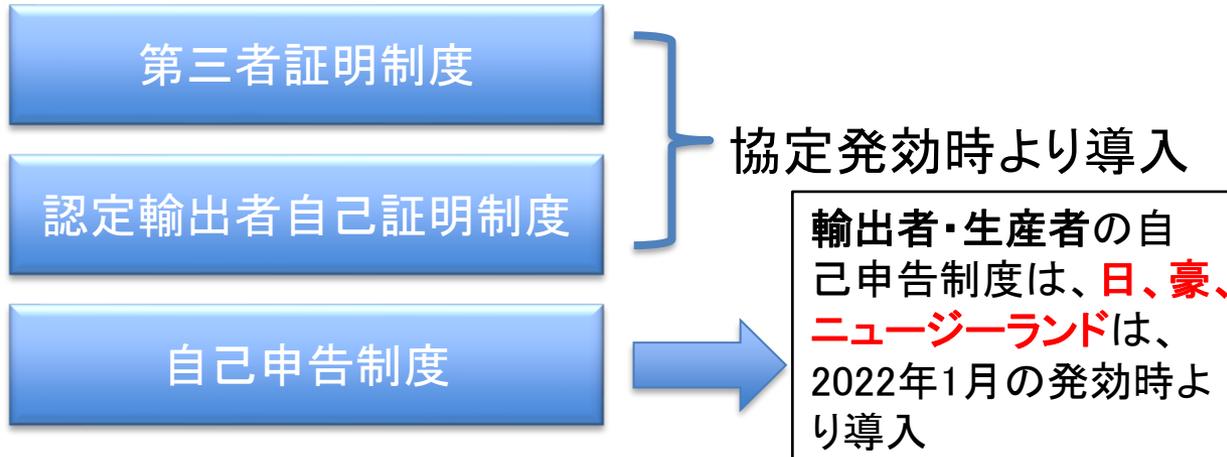
申請方法は以下の2パターン:

- (1)「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(第3.16条第2項(a))、もしくは
- (2)「輸入者の知識」に基づく申請(第3.16条第2項(b))

【日本のEPA/FTAにおける証明制度】

EPA/FTA/貿易協定	発効時期 (未発効の場合、 署名時期)	第三者証明 制度	認定輸出者 自己証明制度	自己申告制度 (自己証明制度)
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年4月	○	○	-
日マレーシア	2006年7月	○	-	-
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○
日モンゴル	2016年6月	○	-	-
CPTPP(TPP11)	2018年12月	-	-	○
日EU	2019年2月	-	-	○
日米	2020年1月	-	-	○(輸入者のみ)
日英EPA	2021年1月	-	-	○
RCEP	2022年1月	○	○	発効後10-20年以内

14. RCEPの原産地証明



- ◆ 協定発効後10年以内に導入
オーストラリア、ブルネイ、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- ◆ 協定発効後20年以内に導入
カンボジア、ラオス、ミャンマー
- ◆ 延長(最大10年間)可能→「物品に関する委員会」に通報
- ◆ 輸出者、生産者が作成可能。輸入者の作成については、全署名国について効力が生ずる日に検討を開始。5年以内に結論を出す。ただし、日本については、発効時から導入。

日本からの輸出

- 輸入者自己申告を除くいずれの証明制度も輸出時に利用可能。
- ただし、輸出者または生産者による自己申告の作成は、輸入締約国において当該制度を採用している場合になる見込み。

日本への輸入

- いずれの証明制度も輸入時に利用可能。
- ただし、輸出者または生産者による自己申告に基づく特恵の要求は、輸出締約国において当該制度を採用している場合に限る。

15. RCEP協定の 原産地証明書の様式

税関ウェブサイト「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 3.証明制度」
「記載要領 (原産地証明書)」
<https://www.customs.go.jp/roo/text/rcep3.pdf>

1. Goods Consigned from (Exporter's name, address and country) 輸出者の名称、住所及び国名 <small>同一により申請される。</small>		Certificate No. 証明番号 (証明ごとの証明番号) Form RCEP	
2. Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country) 輸入者の名称、住所及び国名		REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT	
3. Producer's name, address and country (if known) 生産者の名称、住所及び国名 (分かる範囲で) <small>輸出の申請者が輸出 (分かる範囲で)</small>		CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in _____ 国名	
4. Means of transport and route (if known) Departure Date: 発出日 Vessel's name/aircraft flight number, etc.: 船名、フライト番号等 Port of Discharge: 積出港		5. For Official Use Preferential Treatment: <input type="checkbox"/> Given <input type="checkbox"/> Not Given (Please state reason(s)) <small>国名への輸入に付いて証明が適用される。</small>	
7. Marks and numbers on packages		8. Item number	9. HS Code of the goods (6 digit level)
10. Origin Conferring Criterion		11. RCEP Country of Origin	12. Quantity (Gross weight or other measurement), and value (FOB) where RVC is applied
13. Invoice number(s) and date of invoice(s)		14. Remarks	
15. Declaration by the exporter or producer		16. Certification	
17. <input type="checkbox"/> Back-to-back Certificate of Origin <input type="checkbox"/> Third-party invoicing <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY			

1. Goods Consigned from (Exporter's name, address and country)
輸出者の名称、住所及び国名 (同一により申請される。)

2. Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country)
輸入者の名称、住所及び国名

3. Producer's name, address and country (if known)
生産者の名称、住所及び国名 (分かる範囲で)
輸出の申請者が輸出 (分かる範囲で)

4. Means of transport and route (if known)
Departure Date: 発出日
Vessel's name/aircraft flight number, etc.: 船名、フライト番号等
Port of Discharge: 積出港

5. For Official Use
Preferential Treatment:
 Given Not Given (Please state reason(s))
国名への輸入に付いて証明が適用される。

7. Marks and numbers on packages

8. Item number

9. HS Code of the goods (6 digit level)

10. Origin Conferring Criterion

11. RCEP Country of Origin

12. Quantity (Gross weight or other measurement), and value (FOB) where RVC is applied

13. Invoice number(s) and date of invoice(s)

14. Remarks
AOM 国産品、DMI 国産品
国産品に該当する場合は、これらが記載される。

15. Declaration by the exporter or producer
The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct and that the goods covered in this Certificate comply with the requirements specified for these goods in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported to:
輸入国名
(importing country)
申請の国名、住所、申請者の署名
Place and date, and signature of authorized signatory

16. Certification
On the basis of control carried out, I am hereby certifying that the information herein is correct and that the goods described comply with the origin requirements specified in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement.
発出日、署名、捺印及び印
Place and date, signature and seal or stamp of Issuing Body

17. Back-to-back Certificate of Origin Third-party invoicing ISSUED RETROACTIVELY

「国産品」の場合、ここにチェックマークが押される。
「国産品インボイス」の場合、ここにチェックマークが押される。
「国産品」の場合、ここにチェックマークが押される。

16. 原産品申告書様式

17. 原産品申告明細書様式(英文)

Declaration of Origin 原産品申告書
(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)

1. Unique reference number (国産品の識別番号)		2. Authorization code (in the case of approved exporter) (認定番号 (認定された輸出者の場合))			
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸出者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)					
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known 生産者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) (併用している場合)					
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸入者又は買受人の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)					
No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 品名、仕入番号等・日付	7. HS Code (6 digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産地の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where FVC is applied 数量及びFOB価額
11. Remarks (その他の特記事項)					
12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) (元の原産地証明に関する情報 (逆送する原産地申告書の場合))					

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from _____ (exporting country) to _____ (importing country).
私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された品名が地域的な包括的経済連携協定第3章(原産地規則)に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの品名は(輸出締約国)から(輸入締約国)に向けて輸出されます。

Date of Declaration (作成年月日):
Name of the certifying person (作成者の氏名又は名称):
Name of the agent of the certifying person (代理人の氏名又は名称):
Address of the agent of the certifying person (代理人の住所):
Signature (作成者の署名 (日本への輸入の場合には不要)):
The certifying person Approved exporter, Exporter, Producer, Importer
本原産品申告書の作成者 認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者

(規格 A 4)

Attachment for the Declaration of Origin
(Summary of other evidence that the good qualifies as an originating good) (RCEP)

1. Invoice number(s) and date(s)	
2. Item number(s) of good(s) described in the Declaration of Origin	3. Harmonized System (HS) tariff classification number of good(s)
4. Origin conferring criterion <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> CTC <input type="checkbox"/> RVC <input type="checkbox"/> CR <input type="checkbox"/> ACU <input type="checkbox"/> DMI	
5. RCEP country of origin	
6. Please explain how the good(s) has satisfied the origin conferring criteria in Box 4, and how the RCEP country of origin of the good(s) in Box 5, has been determined (Summary of the evidence that the good qualifies as an originating good and the determination of RCEP country of origin).	
7. Please tick who keeps the records to demonstrate the fact described in Box 6. <input type="checkbox"/> Producer <input type="checkbox"/> Exporter <input type="checkbox"/> Importer	
8. Other remarks:	
9. Name and address of the person who provided the explanation (Name and address of the agent) Date:	

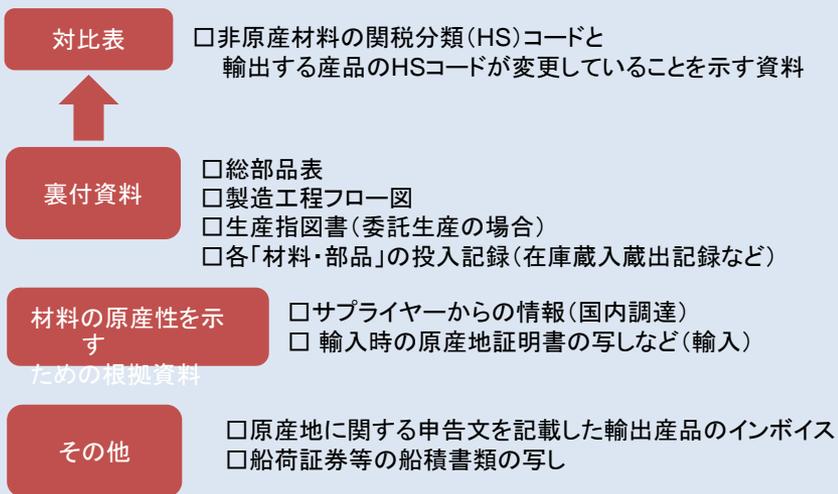
※WO: Wholly obtained or produced goods, PE: Goods produced exclusively from originating materials, CTC: Change in tariff classification criterion, RVC: Value-added criterion (Regional value content), CR: Processing operation criterion (Chemical reaction), ACU: Accumulation, DMI: De Minimis

税関ウェブサイト「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 3.証明制度」
<https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep.htm>

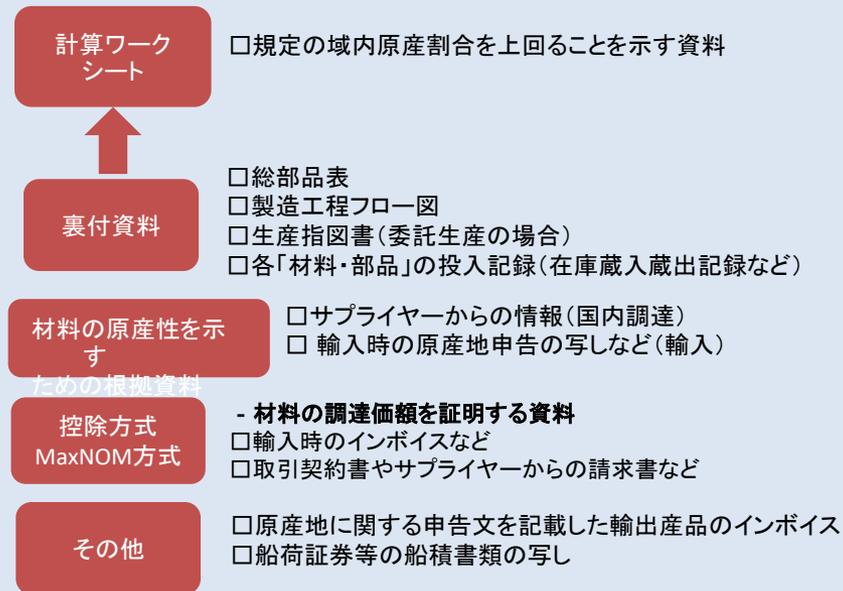
18. 原産地証明の根拠

- ◆ 輸出者(生産者を含む)による申告、または輸入者の知識に基づく場合のいずれも、非原産材料を使用して、品目別原産地規則を満たすことで原産品とする場合の根拠資料は原則として共通。
- ◆ 生産者ではない輸出者が原産地申告文を作成する場合、輸出者はあらゆる根拠資料を生産者から取り寄せて保持する必要はなく、**生産者から輸出者に宛てた宣誓書があるなど、生産者が有する情報に対する合理的な信頼があれば良い。**
- ◆ **輸入者の知識**に基づく場合は、輸出者または生産者から裏づけとなる書類を取り寄せる必要がある。

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例



付加価値基準の場合の根拠資料の例



経済産業省 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

(具体的な資料の作成例およびフォーマットにアクセス可能)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

19. 経済産業省:【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

関税分類変更基準利用における対比表の例

特に最終生産地が国内であることを確認。

利用協定: 日アセアン協定

生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場

適用原産地規則: 関税分類変更基準(CTH、4桁変更)

輸出製品の生産に使用した
全ての材料・部品名を記載。

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

作成年月日

資料作成者名

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
		3917	プラスチック製管	非原産	
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	
		8536	接続子	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
8544.30	ワイヤーハーネス	(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)
		(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
			電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

非原産材料は、HSコードが変更していることを確認。

非原産材料については、取引書類や原産性を裏付ける資料は不要。

原産材料であっても、HSコードの変更が確認できれば、非原産とみなすことも可能。この場合、サプライヤーからの資料は不要。

同時に付加価値基準も満たす必要がある場合、「計算ワークシート」(後述)を統合した表でも構わない。

原産材料については、その原産性を示すための根拠資料が必要。資料を提出したサプライヤーも、納入部材に関する同様の対比表や計算ワークシート(後述)を作成する。

(輸出製品の生産に使用した全ての材料・部品を記載しました □)

20. 経済産業省:【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

付加価値基準利用における計算ワークシートの例

利用協定: 日アセアン協定

生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場

適用原産地規則: 付加価値基準 (RVC40%以上)

輸出品: HS8544.30 ワイヤハーネス

FOB価額: US\$64 (円換算¥5,800)

$RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.76$

特に最終生産地が
国内であることを確認。

作成年月日
資料作成者名

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

本事例では控除方式で計算。

$(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額})$
FOB価額

・控除方式を使う場合、原産材料の価額は出てこないで原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、協定の範囲内で、より簡便な方法を自由に選択可能。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

・積上げ方式のうち、非材料費(労務費、諸経費、利益等)を付加価値分に含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

同時に関税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」(前述)を統合した表でも構わない。

部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
接続子	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
非原産材料価額合計		¥1,400		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産		サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		¥1,100		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		¥3,300		

事例1**中国茶の日本輸入時のRCEP適用関税率****(内容)**

国から日本へジャスミン茶(HS0902.20.200)とウーロン茶(HS0902.40.220)を輸入たい。税関ウェブサイトの実行関税率表(2022年1月1日版)を見たが、これらの品目のRCEPの欄が空白になっている。これはどういう意味か。

(回答例)

ジャスミン茶(HS0902.20.200)とウーロン茶(HS0902.40.220)は、中国からの輸入の場合はRCEPの対象外(U=Unbound)である。このため中国からのこれらの品目の輸入の場合には、RCEP税率はなく、現行のWTO協定税率の17%が課される。

事例2

原産地証明書のpdfファイル提出の可否

(内容)

中国から日本への輸入でRCEP税率を適用して輸入したいが、この場合、原産地証明書の原本の提出が必要となるか。pdfなどの電子媒体での提出も可能か。中国側は原本の提出は必要なくpdfで良いと言っているが確認したい。

(回答例)

日本への輸入の場合でRCEP税率を適用する際、日本側の原産地証明書の提出はpdfの提出は認められる。また、日本のRCEP原産地証明書の発給機関である日本商工会議所もpdfで発給する。

下記、税関のRCEPに係る業務説明会Q&AのNo32(6/12ページ)にこの旨の記載がある。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/rcep/rcep_qa_202112.pdf

事例3

「完全生産品(WO)」と「原産材料のみから生産される産品(PE)」のどちらを適用するか

(内容)

RCEPを活用して中国から日本に不織布製品を輸入するケースに関して伺いたい。輸入する産品は中国の材料を使って中国で生産されたものであるが、その場合は「WO」と記載する必要があるとこちらでは認識しているが、中国側に問い合わせをしたところ「PE」が正しいと言っている。どちらが正しいか。

(回答例)

「完全生産品」(WO)とは、一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品をいう(協定3・2条(a))。一方、「原産材料のみから生産される産品」(PE)は一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品をいう(協定3・2条(b))。このため、動植物、水産物、鉱物などの一次産品については容易に完全生産品(WO)の証明を行うことができるが、加工品となると、原材料をどこまで遡っても一の締約国から得られ生産されたことを証明する必要があり困難。一方PEの場合には産品を生産するために直接使用した一次材料のみがすべて一又は二以上の締約国の原産材料であることを証明すれば足り、今回のケースではPEの方が証明がしやすい。

ご清聴ありがとうございました。

— お問い合わせ —

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

電話 : 03-3582-4943 (EPA相談窓口)

<https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>